

国立大学法人東京農工大学職員の職制に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員の職制に関する規程を次のとおり改正する。

現行		改正		備考
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)		
職員区分	職名	職員区分	職名	
(略)	(略)	(略)	(略)	
事務職員	部長	部長	部長	
		副部長	副部長	
	事務長、課長、室長(監査室長に限る。)	事務長、課長、室長(監査室長に限る。)	事務長、課長、室長(監査室長に限る。)	
	課長補佐、事務長補佐	課長補佐、事務長補佐	課長補佐、事務長補佐	
	係長	係長	係長	
	主任	主任	主任	
	係員		係員	
(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則(教規程第54号)

この規程は、平成26年1月27日から施行し、平成26年1月1日から適用する。